

産後ケア事業利用の流れ

🌀事業の内容は、別紙「産後ケア事業の利用について～県内の場合～」をご参照ください。

【出生届提出時】

出生届提出時にお渡しする出生バッグ内に以下の書類を同封しています。

- ・産後ケア事業について（当チラシ）
- ・南越前町産後ケア事業利用申請書（様式第1号）
- ・南越前町産後ケア事業利用希望者確認書（兼情報提供書）（様式第2号）

【出産後】

- ① 利用を希望する旨を保健福祉課にご連絡ください。
※町保健師より現在の状況・利用希望する助産所（師）を聞き取りさせていただきます。
- ② 事業利用対象者に該当した場合、出生バッグ内の以下の書類を保健福祉課に提出してください。
 - ・南越前町産後ケア事業利用申請書（様式第1号）
 - ・南越前町産後ケア事業利用希望者確認書（兼情報提供書）（様式第2号）※確認書は【利用希望者記入欄】の同意の署名のみお願いいたします。
町保健師が①にて聞き取りさせて頂いた内容を基に、【確認項目】を記入します。
- ③ 以下の書類をお渡しします。
 - ・産後ケア事業受診券（兼報告書）（2回分）
 - ・産後ケア事業アンケート（はがき）及び簡易情報保護ラベル
 - ・南越前町産後ケア事業利用希望者確認書（兼情報提供書）のコピー※後日産後ケア事業利用決定通知書が保健福祉課より送付されます。
- ④ 産後ケア事業実施助産所（師）一覧の中で希望する助産所（師）に連絡し、希望日に自宅や助産所でケアを受けてください。受診時に以下を助産師にお渡しください。
 - ・産後ケア事業受診券（兼報告書）
 - ・南越前町産後ケア事業利用希望者確認書（兼情報提供書）のコピー
 - ・利用料（産後ケア費用の1割）
- ⑤ 産後ケア事業アンケート（はがき）を記入し、簡易情報保護ラベルを貼付し、保健福祉課に送付してください。

里帰り出産先（県外）にて産後ケア事業の利用を希望する場合は、裏面「～県外に里帰りされる方へ～産後ケア事業の利用について」
をご覧ください。

～県外に里帰りされる方へ～ 産後ケア事業の利用について

県外で利用できる産後ケア事業について

- 🌀別紙「産後ケア事業の利用について～県内の場合～」をあわせてご覧ください。
- 🌀県外で利用できる産後ケア事業は、「アウトリーチ型」と「デイサービスA型」です。「デイサービスB型」と「宿泊型」はご利用になれません。
- 🌀費用と利用料の上限は県内と同様ですが、一旦、費用の全額をお支払い頂き、利用料との差額を申請により助成させていただきます。

県外での産後ケア事業利用の流れ

【出生届提出時】

出生届提出時にお渡りする出生バッグ内に以下の書類を同封しています。

- ・産後ケア事業の利用について（当チラシ）
- ・南越前町産後ケア事業利用申請書（様式第1号）
- ・南越前町産後ケア事業利用希望者確認書（兼情報提供書）（様式第2号）

【出産後】

① 利用を希望する旨を保健福祉課にご連絡ください。

※町保健師より現在の状況及び利用希望する助産所（師）の情報について聞き取りさせていただきます。

② 事業利用対象者に該当した場合、以下の書類を保健福祉課まで郵送等にてご提出ください。

- ・南越前町産後ケア事業利用申請書（様式第1号）
- ・南越前町産後ケア事業利用希望者確認書（兼情報提供書）（様式第2号）

※確認書は【利用希望者記入欄】の同意の署名のみお願いいたします。町保健師が①にて聞き取りさせて頂いた内容を基に、【確認項目】を記入します。

③ 申請内容を基に、町保健師が助産所（師）に事業説明・連絡調整を行います。

④ 後日以下の書類を保健福祉課より送付します。

- ・産後ケア事業受診券（兼報告書）【県外受診用】（2回分）
- ・南越前町産後ケア事業利用希望者確認書（兼情報提供書）のコピー
- ・エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）
- ・南越前町産後ケア事業費申請書兼請求書（様式第6号）
- ・産後ケア事業アンケート（はがき）
- ・産後ケア事業利用決定通知書

⑤ 助産所（師）に④の書類（申請書兼請求書・アンケート・決定通知書以外）をお渡しし、ケアを受けます。

受診券及びエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を受け取り、一旦全額費用をお支払いください。

⑥ 保健福祉課に以下の書類にて請求されますと、上限額5,093円から自己負担1割を差し引いた額を上限にその費用を助成します。

- ・南越前町産後ケア事業費申請書兼請求書（様式第6号）
- ・産後ケア事業受診券（兼報告書）【県外受診用】
- ・産後ケア事業アンケート（はがき）
- ・エジンバラ産後うつ病問診票（EPDS）